

## 私だけは大丈夫!!そう思っていないませんか…

### はがき・メール架空請求被害急増中!!

はがきやメールで、身に覚えのない支払いを請求されたことはありませんか？  
 約8割の人は「自分は詐欺被害にあわない」と思っています（平成28年度内閣府世論調査）が、「自分はだまされない」と思っていた人の多くが被害にあっています。  
 架空請求は日々新しい手口が増えています。一人ひとりが十分に注意しましょう。  
 また、高齢になると、だまされたことに気づきにくい場合もありますので、家族や周りの人たちが日ごろから高齢者の様子を見守ることが大切です。

#### 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。  
 管理番号(■)\*\*\*\*裁判取り下げ  
 て訴訟を開始

「法務省」や「裁判所」から  
『民事訴訟』『差し押さえ』等  
と書かれたはがきや封書が  
届いたら…

……本入様からご連絡いただけます様、  
 お願い申し上げます。  
 ※取り下げ最終期日 平成31年4月■■日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター  
 東京都千代田区霞が関2丁目\*\*\*\*  
 取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-\*\*\*\*-\*\*\*\*  
 受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

コンテンツ利用料金の精算確認が取れません。本日ご連絡なき場合には法的手続きに移行致します。

「インターネット動画サイト」や  
「実在する企業を名乗る会社」から  
『未払い代金がある』という  
SMSが届いたら…

### これらは【架空請求】です

はがきや封書に記載されている連絡先は、公的機関の名称を不正に使用しています。また、実在する会社の名前で「未払い代金がある。」「法的手続きに移行します。」などとメッセージを送り、電話をさせるように誘導します。連絡をするとお金を支払わせようとしたり、個人情報を聞き出したりします。このような書面やメッセージが届いても無視してください。

私はだまされない!私だけは大丈夫!と過信せず、おかしいなと思ったら**188(いやや)**に電話しましょう。



## 光回線サービス 電気料金 契約前にちょっとまって!!

光回線サービスや電気は、自由に契約先を選べます。ところが、「光回線のお得なプランにしませんか?」「電気料金が安くなります。」という勧誘電話によって簡単に契約を変更したところ、トラブルが起きたという相談が多く寄せられています。

「契約先が変わっている…」

「安くなっていない!」

「支払い額が高くなった!!」

「やめようと思ったら、違約金を請求された。」



いわて消費者トラブル  
防止啓発キャラクター  
までのすけ

### 契約をする その前に…

**「お得!」「安い!」という説明だけで決めないで!!**

思っていた契約と違う!と、トラブルにならないためにも、**慌てずにしっかり検討し、自分に合ったプランで契約しましょう。**

## 柔軟剤などの香りに気をつけて



他人が使用した柔軟剤などのおいに関する相談が多く寄せられています。せきが止まらない、においで気持ちが悪くなるなど、体調不良を起こす人がいます。においの感じ方には個人差があり、自分には快適な香りでも、他人は不快に感じる場合があります。また、自分が慣れたにおいは感じにくくなり、使用量が徐々に増える場合があります。

**香りのつく柔軟剤などは、使用量が過度にならないようにしましょう!**

また、香りの弱い製品を選ぶなど、周囲への影響について配慮しましょう。

消費者トラブルに関する相談は

消費者ホットライン

**☎188 (いやや)** に電話!

最寄りの消費生活センターにつながります。



— 消費者庁 消費者ホットライン 188  
イメージキャラクター いやヤン

# シリーズ「消費者市民社会」のススメ⑨

## 『消費者市民社会とは』

一人ひとりの消費者が、自分だけではなく周りの人々や将来の社会に暮らす人々のことも考え、社会情勢や地球環境にまで思いをはせながら生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味します。

## 私たちにできることは…

### ①悪質な業者と取引をしない、消費生活センターへ相談する

…消費者から事業者へのクレームは、商品やサービスの向上につながる。

その一方で「悪質クレーム」が話題となっている



#### 悪質クレーム

クレームは企業にとって有益なものもありますが、客から従業員への暴言や脅迫的な態度などの迷惑行為は、「カスタマーハラスメント」と呼ばれ問題になっています。

### ②エシカル消費（倫理的消費行動）

- ・環境、人、社会にやさしい商品を選択する
- ・エコバックを持参し、余計なサービスは断る
- ・無駄な買い物をしたり、買い過ぎたりしない

…ごみの削減、地球温暖化防止や児童労働を無くすことにもつながる。

また、これらの行動は『SDGs』の目標達成にもつながります。

エスディージーズ

12 つくる責任  
つかう責任



## 『SDGs』持続可能な開発目標とは

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS  
世界を変えるための17の目標



2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。地球上の「誰一人として取り残さない」持続可能な社会を実現させるための17の目標から構成されています。

17の目標を達成するためには、自治体や企業だけでなく、一人ひとりにできることがあります。

SDGsの12番目は「つくる責任 つかう責任」

## 消費者110番

のお知らせ 2019年5月22日(水) 10時~17時

消費者月間の一環として、消費生活に関するトラブルの相談に弁護士や消費生活相談員等が無料で相談に応じます。多重債務、悪質商法、商品やサービスの契約など消費生活のトラブル解決のお手伝いをします。お気軽にご相談ください。

場 所 県民生活センター 大ホール

相談方法 【面接】直接会場にお越しください。（最終受付 16時 30分）

【電話】臨時専用電話 ☎ 019-654-0522（当日限り）

5月は消費者月間

## 若年者消費者トラブル解決支援

### --【まてふおん】-----

若者の消費生活トラブルを防止し、解決をお手伝いするため、弁護士に直接相談できる専用電話を設置しています。☎019-625-5250

原則毎月2回 第1・第3木曜日

受付時間 **16:30-18:00**

ひとりで悩まず、「まてふおん」に相談して下さい。

### --【消費生活出前講座】-----

県内の自治会、老人クラブ、各種団体、学校、企業などが企画する研修会や学習会にお伺いし、消費生活に関する講座を行っています。

**2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることから、被害の拡大が懸念される大学生や新入社員などを対象とした講座にも講師を派遣します。**ぜひ、ご活用ください。

#### ▼講座内容

最近の消費者問題、契約の基礎知識、悪質商法とその対処法など、ご希望に応じて行います。

- ・若者をねらう悪質商法とその対処法
  - ・主婦やお年寄りをねらう悪質商法とその対処法
  - ・多重債務に陥らないために
- このほか、ライフプランやエシカル消費などについてもお話しします。



#### 地図

##### バス停

- 1 啄木新婚の家口
- 2 商工中金前
- 3 大通三丁目



### --【消費生活相談】-----

消費生活相談 ☎019-624-2209

受付時間【平日】 9:00-17:30

【土日】 10:00-16:00

### --【多重債務弁護士無料相談】---

借金の問題を抱えてお困りの方のため、弁護士による無料相談会を、県内8か所で開催しています。事前予約制ですので、予約状況等については各開催会場にお問合せください。

遠野市消費生活センター	大船渡市消費生活センター
一関市消費生活センター	釜石市消費生活センター
奥州市役所総合相談室	久慈市消費生活センター
二戸消費生活センター	岩手県立県民生活センター

### --【交通事故相談】-----

交通事故に遭われてお困りの方のために、専門の相談員が交通事故相談に応じています。

また、県内12カ所で巡回相談（事前予約制）も行っています。

開催日や会場は交通事故相談専用電話にお問合せください。

交通事故相談 ☎019-624-2244

受付時間【平日】 9:00-17:30

岩手県立県民生活センター  
〒020-0021

岩手県盛岡市中央通 3-10-2  
TEL:019-624-2586（事務専用）  
FAX:019-624-2790

※年末年始・祝日休み

岩手県立県民生活センター

検索